十六　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の規定により私立学校教職員共済制度の任意継続加入者が払い込んだ任意継続掛金の還付又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第三項の規定により私立学校教職員共済制度の任意継続加入者が前納した任意継続掛金の還付に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該還付を受ける者及び死亡した当該任意継続加入者に係る戸籍関係情報

ロ　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十七　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第五条の共済規程で定める短期給付のうち私立学校教職員共済制度の加入者に係る結婚を支給事由とするものの支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び当該者の配偶者に係る戸籍関係情報

十八　私立学校教職員共済法施行規則第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る被扶養者及び当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申請に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該申請に係る被扶養者又は当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該申請に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

ホ　当該申請に係る被扶養者に係る失業等給付関係情報

十九　私立学校教職員共済法施行規則第四条の三第二項の私立学校教職員共済制度の加入者による申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

二十　私立学校教職員共済法施行規則第四条の五第二項の私立学校教職員共済制度の加入者による食事療養標準負担額減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十一　私立学校教職員共済法施行規則第四条の六において準用する同令第四条の五第二項の私立学校教職員共済制度の加入者による生活療養標準負担額減額に関する特例の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

二十二　私立学校教職員共済法施行規則第四条の九の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による特定疾病給付対象療養に係る日本私立学校振興・共済事業団の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

二十三　私立学校教職員共済法施行規則第四条の十三第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

第六十条　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（次号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申出に係る子及び当該申出を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　厚生年金保険法による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

ハ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

ニ　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報

ホ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金又は同法第二十九条第一項の障害補償年金の支給に関する情報

ト　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

2　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（次号において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申出に係る子及び当該申出を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　厚生年金保険法による第二号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る者に係る労働者災害補償保険法第十二条の八第二項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条の三第一項の複数事業労働者障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金の支給に関する情報

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

ハ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

ニ　当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報

ホ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ヘ　当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金又は同法第二十九条第一項の障害補償年金の支給に関する情報

ト　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

3　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（次号において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申出に係る子及び当該申出を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報